

「やまがた冬のあった回廊キャンペーン」パンフレット作成委託業務基本仕様書

1 委託業務の名称

平成29年度「やまがた冬のあった回廊キャンペーン」パンフレット作成委託業務

2 委託期間

契約締結の日から平成29年11月6日（月）まで

3 委託業務の目的

「やまがた冬のあった回廊キャンペーン」のパンフレットを作成し、情報発信を行うもの。

4 やまがた冬のあった回廊キャンペーンの概要

(1) 目的

JR東日本と東北6県が一体となって“冬の東北”を訴求する「行くぜ、東北。SPECIAL 冬のごほうび」キャンペーンが展開されている中、平成29年度中に東北中央自動車道米沢・福島間の開通が予定されるとともに、本県はJR東日本の平成30年春の重点販売地域に指定されるなど、本県への観光誘客を一気に加速する絶好の機会が到来する。この好機をしっかりと捉え、他の季節と比較して落ち込みが著しい冬季の観光客誘客を促進し、地域経済の活性化を図るため、関係者が一丸となって冬の観光誘客の取組みを展開する。

(2) リーフレット配布先：

近隣県（主に福島県・宮城県・新潟県）、北関東圏など首都圏

(3) 対象地域：置賜地域及び上山市

(4) コンセプト「“からだ”も“こころ”もあったまるべ」

- ・このコンセプトは、寒さや雪など、冬を楽しむ“あった回廊”へ方言で誘い、様々な雪に因んだ楽しい体験や温かいおもてなしにより、“からだ”も“こころ”もあったまっけて帰っていただくことが、冬の旅の醍醐味であることを伝えるメッセージである。
- ・パンフレットの作成に当たり、置賜地域及び上山市を訪れることで、この地との縁が結ばれ、ファン・リピーターとなってもらえるような内容とすること。

(5) キーワード：体があたたまる「温泉、食べて、飲む、遊ぶ、買う」

心があたたまる「雪の美しさ、啓翁桜の春の色、おもてなし」

(6) キャンペーン期間：平成29年11月中旬～平成30年3月31日（土）

5 委託業務の内容

[パンフレットの作成]

(1) 規格及び部数

- ・規格：A4判 16ページ 中綴じ 4色カラー マットコート紙 90kg
- ・部数：50,000部

(2) 構成イメージ及び留意点

- ①表紙には、当実行委員会より後日提供する統一ロゴを使用することとし、その色指定も実行委員会の指示に従うこと。
- ②「やまがた冬のあった回廊キャンペーン」のコンセプトを記載することとし、「4 やまがた冬のあった回廊キャンペーンの概要」に記載したコンセプト、キーワード等を踏まえた内容とするとともに、テーマ性・ストーリー性のある構成で提案すること。
- ③置賜地域及び上山市の旅情を喚起する内容とすること。
- ④GI（地理的表示保護制度）の説明及び登録された「米沢牛」「山形清酒」の説明を盛り込むこと。
- ⑤冬祭り・雪遊び、温泉、食（米沢牛）、ワイン、地酒、雛回廊、啓翁桜などのPRを盛り込むこと。
- ⑥置賜地域及び上山市の冬の観光資源である「雪」「温泉」「米沢牛」「地酒」「ワイン」

などの魅力を最大限発揮できる内容とすること。

- ⑦ JR東日本で「行くぜ、東北。SPECIAL 冬のごほうび」キャンペーンが展開されている中、平成29年度中に東北中央自動車道米沢・福島間の開通が予定されるとともに、本県はJR東日本の平成30年春の重点販売地域に指定されるなど、本県への観光誘客を一気に加速する絶好の機会が到来することを捉えたPRとすること。
- ⑧使用する画像及び企画説明の文章案は、原則として発注者が提供するが、単に企画を網羅するのではなく、複数の企画に行ってみたくなるような構成・デザイン（イラスト含む）とすること。
- ⑨文字を記載する場合、写真のイメージとの整合性が保たれるように配慮すること。
- ⑩使用する映像（写真を含む）について、下記「6 著作権」を参照し、著作権の侵害が無いように注意すること。また、被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

6 著作権

- (1) 納品された成果品の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）は実行委員会に帰属する。また、成果品は、実行委員会が作成する各種情報提供媒体をはじめ、山形県及び当地域の自治体及び観光関係団体等が実施する観光プロモーション、MICE、行事イベント、旅行会社への販促等に随時無償で使用、複製及び二次利用ができるものとする。
- (2) 本件業務の実施による成果物は、映像、画像等の著作権上の権利関係を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、実行委員会は責任を負わない。
- (3) 本件業務の実施においてタレント、キャラクター及び音楽等を起用する場合は、著作権の処理に留意すること。また、後年度以降（平成30年度以降）経費が発生する場合、実行委員会は負担しないものとする。

7 成果品の定義及び成果品の納入場所、納入期限

- (1) 成果品：パンフレット及びポスターの紙媒体、PDF形式により保存された電子ファイル（印刷に係る余白が無い完成原稿とする。なお、紙媒体をスキャニングしたものは成果品とは認めない。）、aiファイル形式（米国アドビシステムズ社が提供する画像編集ソフトウェア「Adobe Illustrator」により使用することができるファイル形式）により保存された電子データ。なお、PDF及びaiファイルは、タイトルを記載したDVDに格納により納品すること。
- (2) 納入場所：山形県置賜総合支庁本庁舎3階観光振興室
- (3) 納入期限：平成29年11月6日（月）

8 その他

- (1) 実行委員会と連絡を調整しながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打合せを行う。
- (2) 契約金額には、本委託業務遂行に係る全ての経費を含むものとする。
- (3) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者との協議により決定する。協議の成立が困難な場合は、発注者側の解釈による。